

「学校法人等向けシンジケートローン / 2012 年金融商品取引法改正への対応」の
JSLA会員向け公表にあたって

2008 年 12 月、当協会は、金融商品取引法下でのシンジケートローン実務を調査、検討し、「金融商品取引法下の学校法人等向けシンジケートローン実務の検討」を公表しました。

今年 2012 年 4 月、金融商品取引法施行令が改正、施行され、学校法人等向けシンジケートローンが金融商品取引法上の有価証券に該当するため要件に変更が加えられました。

これを受けて、当協会は、本件後、金融商品取引法上の行為規制等の適用を受けることなく、学校法人等向けシンジケートローンの組成を行なうための留意点（シンジケートローンの組成（勧誘）段階、シンジケートローンに係る債権を目的とする担保権の設定）を検討し、対応策をまとめ、「学校法人向けシンジケートローン / 2012 年金融商品取引法改正への対応」と題して、会員向けに公表いたします。

会員の皆様が、当該案件に取り組みされる際の一助となれば幸いです。

今回の検討に当たっては、森・濱田松本法律事務所の佐藤正謙弁護士、峯岸健太郎弁護士の両先生のご助言をいただきました。

平成 24 年 10 月